

府中町教育大綱の新旧対照表

現 行	第 2 次府中町教育大綱
<p>1 府中町教育大綱について</p> <p>(1) 大綱策定の趣旨と位置付け</p> <p><u>「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い、同法第 1 条の 3 第 1 項の規定により、地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされました。</u></p> <p><u>この大綱は、国の教育振興基本計画を参酌し、「府中町第 4 次総合計画」及び「府中町教育振興基本計画」を基本に、総合教育会議での協議・調整した上で、総合的な教育施策の目標や根本的な方針を定めるために作成するものです。</u></p> <p>(2)大綱期間</p> <p>本大綱の期間は、府中町教育振興基本計画との整合性を図るため、平成 28 年度から平成 31 年度までの 4 年間とします。ただし、社会情勢等の変化を踏まえ、状況に応じて適宜見直していく____とします。</p>	<p>1 <u>第 2 次府中町教育大綱について</u></p> <p>(1)大綱策定の趣旨と位置付け</p> <p><u>地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 1 条の 3 第 1 項の規定に基づき、教育基本法（平成 1 8 年法律第 1 2 0 号）第 1 7 条第 1 項に規定する教育振興基本計画を参酌して定めるものとされています。</u></p> <p><u>このことを踏まえて本町では、府中町教育大綱（計画期間：平成 2 8 年度から令和元年度まで）の計画期間が満了を迎えることから、国の教育振興基本計画を参酌し、府中町第 4 次総合計画及び第 2 次府中町教育振興基本計画を基本に、総合教育会議で協議・調整した上で、総合的な教育施策の目標や根本的な方針を引き続き策定するものです。</u></p> <p>(2)大綱期間</p> <p>本大綱の期間は、府中町教育振興基本計画との整合性を図るため、令和 2 年度から令和 7 年度までの 6 年間とします。ただし、社会情勢等の変化を踏まえ、状況に応じて適宜見直していく<u>もの</u>とします。</p>

平成(年度)	27	28	29	30	31	32	33～
府中町第4次総合計画	H28～H37						
府中町教育大綱	H28～H31						
府中町教育振興基本計画	H27～H31						

2 基本理念

子どもから大人まで、社会や地域と関わりながら学び続け、自己の良さを伸ばすとともに、社会に貢献しようと志を持って挑戦し続ける人材の育成を地域社会総ぐるみで進めるため、次のとおり基本理念を設定します。

学校・家庭・地域が一体となった「社会総ぐるみの人材育成」

3 基本目標

基本理念を実現するための取組みの方向性を示すものとして、次の3つの基本目標を掲げます。

基本目標1 あいさつ・感謝・志を柱とした学校教育の推進

学校教育においては、生涯にわたる学びの基盤となる「基礎・基本」を身に付けるとともに、グローバル化が加速する社会を生き抜くため、他者と協

	H27～R元	R2～R7
府中町第4次総合計画	H28～R7	
府中町教育大綱	第1次 (H28～R元)	第2次 (R2～R7)
府中町教育振興基本計画	第1次 (H27～R元)	第2次 (R2～R7)

2 [略]

3 基本方針

基本理念を実現するための取組みの方向性を示すものとして、次の3つの基本方針を掲げます。

基本方針1 「志」の教育 信頼される学校教育の確立

これまで育まれてきた「生きる力」や、その中で重視されてきた「知・徳・体」の育成の現代的な意義を改めて捉え直し、夢や志を持って可能性に挑戦

働して主体的に学ぶ力を高め、志を持ち未来に向かって挑戦する児童生徒を育成します。

そのため、信頼される学校教育を確立するための学校改善に取り組むと同時に、校種間連携・地域連携を図りながら、「あいさつ」「感謝」「志」を柱とした学校教育を推進します。

基本目標2 学び合い生きがいを育む社会教育の充実

文化、スポーツなど生涯にわたる学習に対する多様なニーズの高まりや現代的課題に対応するため、社会教育施設を中心に、ボランティア団体等との連携・協力を図りながら、社会教育の充実を図ります。

基本目標3 安心・安全で質の高い教育環境の整備

生涯にわたり、学ぶ力を養うため、多様な学習活動に対応した機能的で質の高い教育環境の整備・充実に取り組むとともに、安心して学べる施設・設備の改善・充実を図ります。

また、多様な世代の人々が積極的に学習活動に参加できるよう、社会教育施設の再編・整備を図ります。

4 実現するための教育施策の方針

基本理念、目標を踏まえ、町長部局と教育委員会の関係部署がしっかりと連携を図りながら、教育施策に取り組んでいきます。

基本目標1 あいさつ・感謝・志を柱とした学校教育の推進

1-0 信頼される学校教育の確立

するために必要な力を確実に育む取組を推進し、学校・家庭・地域が協働して教育する仕組みづくりを推進します。

また、学校改善に取り組むと同時に、校種間連携・地域連携を図りながら、信頼される学校教育を確立し、「あいさつ」「感謝」をベースとした「志」の教育を推進します。

基本方針2 学び合い生きがいを育む社会教育の充実

人生100年を見据えたライフサイクルの中で、全ての人が生涯を通じて学び続け、学んだことを活かした活躍ができるよう、「いつでも、どこでも、何度でも学べる環境」を整え、社会教育施設を中心に、ボランティア団体等との連携・協力を図りながら、学び合い生きがいを育む社会教育の充実を図ります。

基本方針3 安心・安全で質の高い教育環境の整備

生涯にわたり学ぶ力を養うため、多様な学習活動に対応した機能的で質の高い教育環境の整備・充実に取り組むとともに、安心して学べる施設・設備の改善・充実を図ります。

4 実現するための教育施策の基本目標

基本理念、基本方針を踏まえ、町長部局と教育委員会の関係部署がしっかりと連携を図りながら、基本目標で定める教育施策に取り組んでいきます。

基本方針1 「志」の教育 信頼される学校教育の確立

基本目標1-1 志を持ち未来へ挑戦する児童生徒の育成

- 教職員の意識改革・資質向上を図る研修を充実し、授業力、生徒指導力、進路指導力等の専門性の向上を図るとともに、組織的な学校運営体制を確立します。
- 学校外からの視点で点検・評価を実施するため、チェックリストによる自己評価を行うとともに、外部人材（アドバイザー等）による指導・助言を実施します。
- 教諭以外の多様な職員が専門性を発揮しつつ、子どもたちを指導・支援する「チーム学校」を推進し、生徒・保護者がいつでも相談できる体制を整えます。
- 教育委員会と学校が、連携・協力・情報共有を行うために設置した「学校支援室」により、直接学校を支援するとともに、教育委員の積極的な学校訪問により、日常的な学校の状況を把握し、指導・助言を行います。
- 学校改善の取組みにおける目的、成果指標、工程を明確化し、その進捗を管理するとともに、積極的に情報発信を行います。

1-1 社会を生き抜く力の育成

- 「知・徳・体」のバランスのとれた「基礎・基本」の定着として、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成を図り、生涯にわたる学びの基盤を身に付けた児童生徒を育成します。
- 給食を生きた教材として食のおいしさ・楽しさ・大切さについて指導するとともに、学校全体で食育を推進し、健全な食習慣を身に付けた児童生徒を育成します。
- 課題発見・解決学習の推進により、主体的な学びを促進し、これからの社会で活躍するために必要な資質・能力を身に付けた児童生徒を育成します。

1-2 志を持ち未来へ挑戦する児童生徒の育成

- 志を育てる教育を推進し、自分の良さを発見し、社会に貢献しようとする

- 学校体験を通して、社会の中で自己実現するために、自分を大切に、夢や志を持って挑戦し、学び続ける力を持つ児童生徒を育成します。
- 「志」の実現に必要な資質・能力を育成するため、主体的・対話的で深い学びを推進します。
- 学力調査等の結果を活用した授業改善のPDCAサイクルを確立し、児童生徒の学力向上に努めるとともに、保育園・幼稚園等と小・中学校が連携した取組の推進を図ります。
- あいさつ・感謝をベースに思いやりの心や感動する心等を育成するとともに、自らの身体を知り、課題の解決に取り組もうとする意欲と実践力を養い、豊かな心とたくましい身体を育成します。
- 国際化に対応した教育を推進し、外国語によるコミュニケーション能力の向上・定着を図るとともに、広い視野を持ち他者と協働する能力を持った、グローバル社会に挑戦する児童生徒を育成します。
- 情報化に対応した教育を推進し、ICTの効果的な活用によって、授業の質の向上を図り、主体的・協働的に学ぶ児童生徒を育成します。

基本目標 1-2 学校・家庭・地域が協働した児童生徒の教育の推進

- 開かれた学校・信頼される学校を目指して、学校・家庭・地域の協働に

る高い志を持ち挑戦する児童生徒を育成します。

- 国際化に対応した教育を推進し、外国語によるコミュニケーション能力の向上・定着を図るとともに、広い視野を持ち他者と協働する能力を持った、グローバル社会に挑戦する児童生徒を育成します。
- 情報化に対応した教育を推進し、ICTの活用による授業の質の向上、学びの多様化により、主体的に学ぶ児童生徒を育成します。

1-3 学校・家庭・地域が協働した児童生徒の教育の推進

- 開かれた学校・信頼される学校を目指して、学校・家庭・地域が協働して教育する「コミュニティ・スクール」等の仕組みづくりを推進します。

1-4 児童生徒一人一人の自立を目指した就学支援の充実

- 教育の機会均等を実現するため、児童生徒一人一人に応じた支援により、生きる力を育成します。

基本目標2 学び合い生きがいを育む社会教育の充実

2-1 生涯各期に応じた学習機会の提供

- 生涯各期に応じた学習機会の充実を図るとともに、学習活動で得た成果をボランティア活動や地域の指導者として生かす仕組みづくりを目指します。
- 家庭教育を支援する学習プログラム講座を開催するスタッフ・リーダーの育成を行うとともに、公民館等を中心に学習・交流機会を提供します。
- 情報拠点としての図書館運営の充実に努め、住民の読書活動を支援するとともに、ボランティアの育成に継続して取り組みます。

よる「コミュニティ・スクール」の活性化を図り、学校も地域も子どもも元気になる「地域とともにある学校」を目指します。

- 学校現場の業務改善及び教職員の資質向上を推進するとともに、教育委員会と学校が連携・協力・情報共有を緊密に行う体制を確立し、新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備に取り組みます。
- 外部人材との連携を推進するとともに、教諭以外の多様な職員が専門性を発揮して、子どもたちを指導・支援する「チーム学校」に取り組みます。

基本目標1-3 児童生徒一人一人の自立を目指した就学支援の充実

- 教育の機会均等を実現するため、児童生徒一人一人に応じた支援による生きる力の育成を図ります。

基本方針2 学び合い生きがいを育む社会教育の充実

基本目標2-1 生涯各期に応じた学習機会の提供

- 生涯各期に応じた学習機会の充実を図るとともに、学習活動で得た成果をボランティア活動や地域の指導者として活かす仕組みづくりを目指します。
- 家庭教育を支援する学習プログラム講座を開催するスタッフの養成、核となるリーダーの育成を行うとともに、公民館を中心として学習・交流機会を提供します。
- 情報拠点としての図書館活動を推進して、幼児期からの読書活動の定着による子育て支援を行うとともに、ボランティアの育成や交流を通じてボランティア活動の活性化を図ります。

2-2 芸術・文化の普及・振興

- 様々な文化に触れるためのイベント等を開催するとともに、文化団体相互の連携を推進し、発表機会の提供や活動の支援を通じて、町内における芸術・文化活動を推進します。
- 文化財の保存と活用を図り、府中町の歴史・文化等を発掘するとともに、体験、学習による普及・啓発を図ります。

2-3 スポーツの振興

- 多様な世代がスポーツに親しみ、互いに交流する場として、社会体育施設の活用推進を図ります。
- 健康・スポーツの振興を支援する人材の養成・維持・活用を行うとともに、住民のニーズに対応した地域スポーツを振興し、住民の健康・体力づくりを推進します。

基本目標3 安心・安全で質の高い教育環境の整備

3-1 教育施設・設備の充実

- 計画的かつ効果的な施設整備を実現するため、学校施設の長寿命化計画を策定するとともに、学校施設の標準的な仕様を策定します。
- 普通教室、特別支援教室及び少人数指導教室に空調設備を整備するなど多様な学習活動に対応した機能的で質の高い教育環境の整備・充実を目指します。
- 安心・安全な教育環境を確保するとともに、学校のバリアフリー化を目指します。
- 多様な世代の人々が学びを通じて地域に親しみ、絆を結び、自己を実現するとともにその力を地域に還元する「学びの好循環システム」を構築する拠点として、社会教育施設の充実を図ります。

基本目標 2-2 芸術・文化の普及・振興

- 様々な文化に触れるためのイベント等を開催するとともに、文化団体相互の連携を推進し、発表機会の提供や活動の支援を通じて、町内における芸術・文化活動を推進します。
- 文化財の保存と活用を推進するとともに、府中町の歴史・文化・自然について学習する機会の提供と支援を行います。

基本目標 2-3 スポーツの振興

- スポーツを身近に感じ、スポーツを通じた交流による地域力の向上を図るため、地域のスポーツの取り組みを支援します。
- 健康推進部門との連携による健康増進のためのスポーツの推進や、幼児期からの身体を動かす遊びの充実等によるスポーツ参画人口の拡大を目指します。
- 競技団体やスポーツ団体への支援、指導者の養成等により、競技力の向上を推進します。

基本方針3 安心・安全で質の高い教育環境の整備

基本目標 3-1 教育施設・設備の充実

- 学校・社会教育施設等の計画的な維持管理を行い、施設の長寿命化を図ります。
- 学校施設の標準仕様に基づく計画的な施設改修・整備や多様な学習活動に対応した教育環境の整備等、安心・安全で質の高い学校施設等の施設・設備の充実を図ります。
- 地域の活力向上など社会の変化に応じた学習機会を提供していくことができるよう、社会教育施設の充実を図るとともに、持続可能な施設運営等の今後のあり方について引き続き検討します。